

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容		農産物加工講習センターの使用の取消し	
根拠法令 及び条項		蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例 第 8 条第 1 項及び第 2 項	
処分 基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用の取消し） 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 （2） 使用許可の条件に違反したとき。 （3） 不正な手続等によって使用の許可を受けたとき。 2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。		
処分基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。